

# 奈良工業高等専門学校グローバル工学協働教育プログラム履修規程

平成31年 2月13日制定

令和 6年 2月 8日改正

(趣旨)

第1条 この規程は奈良工業高等専門学校(以下「本校」という。)におけるグローバル工学協働教育プログラム(以下「教育プログラム」という。)の履修について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本教育プログラムは、国籍、人種、言語、性別などの違いに関係なく人々と自由に意思疎通して信頼関係を築きながら活躍できるグローバル・プロフェッショナルリーダーの育成を目的とする。

(プログラム構成)

第3条 本教育プログラムは、本科を対象とするグローバル工学協働教育ベーシックプログラム(以下「ベーシックプログラム」という。)並びにグローバル工学協働教育ネオベーシックプログラム(レギュラーコース・リーダーコース)(以下「ネオベーシックプログラム」という。),及び専攻科を対象とするグローバル工学協働教育アドバンスプログラム(以下「アドバンスプログラム」という。)で構成される。

(授業科目及び単位)

第4条 本教育プログラムの授業科目及び単位は、学則別表第6のとおりとする。

(履修対象期間)

第5条 本教育プログラムの履修対象期間は、ベーシックプログラム及びネオベーシックプログラムについては本科第1学年から本科第5学年の間、アドバンスプログラムについては専攻科第1学年から専攻科第2学年までの間とする。

(履修対象者)

第6条 本教育プログラムの履修対象者は、ベーシックプログラムにおいては、グローバル教育センター運営委員会によって選考された学生とし、ネオベーシックプログラムとアドバンスプログラムにおいては、本教育プログラムの修了に必要な科目を履修申請した学生とする。

(履修の届出)

第7条 前条の学生が奈良工業高等専門学校学則別表第6に定める本教育プログラムの授業科目を履修するためには、次の各号の手続きを行わなければならない。

- 一 ベーシックプログラムにおいては、あらかじめ所定の届書をグローバル教育センター長に提出すること
- 二 ネオベーシックプログラムにおいては、次に示す科目を除き、年度当初に科目履修申請書をグローバル教育センター長に提出し許可を得ること

科目群	履修手続き
実用英語 I-III	指定された期間中に単位認定申請を行うこと。
海外協働研修 I-V	学内公募型の海外渡航プログラム，あるいはこれに準じたものとグローバル教育センター長が認めた海外渡航プログラムに応募した時点で履修申請をしたものとみなし，当該プログラムへの採択をもって履修を許可する。

三 アドバンスプログラムにおいては，科目の履修申請を奈良工業高等専門学校専攻科履修規程第3条に定める方法で行うこと

(単位の認定)

第8条 本教育プログラムの各科目において，目標に到達していると判断される場合，ベーシックプログラム並びにネオベーシックプログラムにおいては「認定」の評語を与え単位を認定する。ただし，複数年度にまたがるプログラムや単位認定後に実施される当該年度内プログラムに参加した場合，翌年度開講科目の履修として認めることがある。アドバンスプログラムにおいては100点法により評価した後，海外インターンシップ以外は次の評語の区分により評定し，その科目の単位を認定し，海外インターンシップは次の評語の区分により「S・A・B・C」の評語を与え単位を認定する。

評点	100～90	89～80	79～70	69～60
評語	S	A	B	C
	認定			

(プログラムの履修継続条件)

第9条 本教育プログラムの履修継続条件は，ベーシックプログラムにおいては，選択科目を含む正課科目の学年成績の総平均点が70点以上であることとする。学年成績の総平均点が70点未満の場合には，次年度のプログラムを履修できない。ただし，次年度以降に学年成績の総平均点が70点以上となった場合は，所定の履修再開希望届をグローバル教育センター長に提出することで，その翌年度から本プログラムの履修再開が可能となる。

(教育プログラム修了要件)

第10条 本教育プログラムの修了要件は，次の各号を満たすものとし，ベーシックプログラム並びにネオベーシックプログラム修了者においては卒業時に，アドバンスプログラム修了者においては専攻科修了時に教育プログラム修了証書を授与する。

- 一 ベーシックプログラム履修生においては，ベーシックプログラムで定める全ての科目の単位を修得し，かつ正課科目について本科第1学年から本科第5学年までのグローバル教育プログラム評価指数の平均値が2.3以上であること
- 二 ネオベーシックプログラム（レギュラーコース・リーダーコース）履修生においては，当該プログラムのそれぞれのコースで定める必須または選択科目の修了に必要な

単位数を修得し、かつ奈良工業高等専門学校学則第12条に定める卒業に必要な全教育課程を修了していること

三 アドバンスプログラム履修生においては、アドバンスプログラムで定める全ての科目の単位数を修得し、かつ専攻科第1学年から専攻科第2学年までの専攻科全履修科目のGPAが3.0以上であること

(グローバル教育プログラム評価指数)

第11条 前条第一号に掲げるグローバル教育プログラム評価指数とは、当該年度において履修した各授業科目の成績に係るグローバル教育プログラム評価ポイントに当該授業科目の単位数を乗じて得た数値の総和を、履修した各授業科目の単位数の総和で除して得た数値をいう。ただし、小数点第3位は四捨五入するものとする。

2 当該年度に履修した授業科目の成績評価に対して、次のとおりグローバル教育プログラム評価ポイントを付与する。

成績評定	優	良	可	不可
学年成績評点	100～80	79～65	64～60	59～0
グローバル教育プログラム評価ポイント	3	2	1	0

(教育プログラムの修了の認定)

第12条 本教育プログラムの修了の認定をしようとするときは、グローバル教育センター運営委員会において必要な資料を整えるものとする。

2 前項の資料に基づき運営会議の議を経て、校長が認定の可否を決定する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成31年2月13日から施行し、平成30年度以降に入学した教育プログラム履修対象者から適用する。

附 則

この規程は、令和3年10月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から適用する。

2 グローバル工学協働教育ベーシックプログラムは、令和5年度以前の当該教育プログラム履修生在籍期間の末日をもって廃止する。